

高松市監査委員告示第32号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年10月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)


(令和2年10月30日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.10.30

監査実施年度 平成12年度

監査テーマ 公営企業体としての高松市病院事業について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	指摘	未収金のうち、回収不能な場合は時効を待たずに、回収不能と判断した時点で欠損処理すべきもの	P 16	病院局	みんなの病院事務局医事課	R2.10.5
2	指摘	年度をまたぐ減点返戻保留で、再請求可能なものは過年度処理せず医業収入のマイナス処理すべきもの	P 16			

監査実施年度 平成20年度

監査テーマ 公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	設備及び人員の拡大又は当該施設及び団体の民営化・自立に向けた方策の模索について	P 108	創造都市推進局	農林水産課	R2.9.14

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
4	意見	高松市新病院の早期の着工について	P 78	病院局	みんなの病院事務局総務課	R2.10.5

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成12年度／公営企業体としての高松市病院事業について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	未収金のうち、回収不能な場合は時効を待たずに、回収不能と判断した時点で欠損処理すべきもの	
指 摘 の 内 容	<p>未収金については、一部負担金制度の導入等によって、全体の金額が増加傾向にあるとともに、100万円を超えるような高額な未収金の発生も増加しているため、回収に関する事務処理規程を作成した上で、より一層回収に努めるべきである。</p> <p>なお、会計上、転居先不明、居所不明あるいは本人死亡により回収が不能となっているものについては、時効を待たずに回収不能が判明した時点の損失として認識すべきである。また逆に、5年経過した時点で一律に損失に計上する現在の方法は未収金管理が安易になり易いため検討が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P16	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/ke/ka/hokatsu.files/ho200012-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月5日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成12年度の監査結果を受けた当時、公立病院の債権は地方自治法に基づく公債権として取り扱われ、時効期間（5年）の経過後、債権放棄を行っていた。</p> <p>しかし、平成17年に最高裁判所において、「公立病院で行われる診療に関する債権は、私債権での取り扱いとすべき」との解釈が示されたことから、みんなの病院においても、時効期間（3年）が経過した後でも、時効の援用がなされないものは債権放棄ができない取扱とした。</p> <p>また、高松市債権管理条例第15条第1号においても、債権放棄の要件（私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。）が規定されている。</p> <p>このようなことから、事実上回収不能な未収金であっても、時効期間が経過しないと欠損処理を行うことはできないが、本人死亡や生活困窮等により、時効の援用が見込まれる債権については、時効期間経過後に、債権管理条例に基づき、債権放棄を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成12年度／公営企業体としての高松市病院事業について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	年度をまたぐ減点返戻保留で、再請求可能なものは過年度処理せず医業収入のマイナス処理すべきもの	
指 摘 の 内 容	<p>2月3月の保険診療分に対する入金はそれぞれ4月5月に実行されるが、その際の請求分と入金分の差額は全額過年度損益修正損として処理される。このため、月別収入金額を比較した場合4月5月の総収入額は、他の月に比べて減額分多く表示されることとなる。（他の月は請求分と入金分の差額は総収入額より減額する。）減額のうち大部分は、保険種類、番号の誤りなど再請求により入金可能なものであり、再請求時に医業収益に計上されるため、通常月と同様、総収入からの控除とする方法を検討してもよいと思われる。</p> <p>なお、実際の減点査定分は減額査定自体特に異常な事態に基づくものでない限り減額分全体の約1～2割程度は発生しており、再請求不能の減額査定分のみ過年度損益修正損として処理するのが望ましいと考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P16	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keika/hokatsu.files/200012-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月5日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る減点返戻保留分については、発生主義及び費用収益対応の原則に照らし、過年度に係るものは過年度損益修正損として処理している。</p> <p>また、保険者から通知される減点返戻保留分から、再請求不能の減額査定分を個別抽出することは実務上困難であることから、現行どおりの対応とすることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成20年度／公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納 その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について	
区 分	意 見	
意見の項目	設備及び人員の拡大又は当該施設及び団体の民営化・自立に向けた方策 の模索について	
意見の内容	<p>香南アグリームは人口40万人の市民が平等に利用するにはあまりに小規模なため、高松市の市民に平等な利用を確保できる施設として存続させるためには、設備及び人員を拡大する必要がある。しかし、それは多大な事業失敗のリスクを伴うものであり、高松市の財政状況から採用すべき選択肢とは考えにくい。</p> <p>現在、利用料金制を採用している指定管理者制度において、利用料金の不足額の赤字補てんという意味での受託管理料は500万円程度であり、収支の黒字化が絶望的というわけではないことから、規制緩和により当該施設及び団体が自立・民営化できる方策も模索するべきであると考えます。</p>	
報告書該当 ページ	P108	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2008225-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月14日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、平成31年度に設置した「香南アグリーム活性化検討委員会」の最終報告を踏まえ、当該施設の有効活用及び経営改善に向けた目標値並びに施設の活性化に向けた対応方針を定め、実施可能な対応策に取り組んだ結果、指定管理者である、有限会社香南町農業振興公社の令和元年度の単年度会計は、黒字となったところである。</p> <p>そのため、現段階においては、まずは、収支の黒字が今後とも維持できるよう、現在の営業形態により様々な取組を行っていくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	高松市新病院の早期の着工について	
意見の内容	<p>計画期間が20年ということもあり、今日的に公共施設の維持・更新が喫緊の課題となる中で、大規模修繕費を見込んでいない。このため、突発的に発生する費用への対応が懸念される。高松市新病院の病床数の変更などが既に決まっているものの、着工が遅れている状況にあり、昨今の工事単価の上昇などの要因も考慮すると、着工前には、整備計画や完成後の損益及び資金収支計画についても再策定を行い、高松市新病院の持続性確保に問題がないことを再確認する必要がある。</p> <p>また、本来であれば建築工事が相当程度進んでいるはずの時期にきても着工できていないことは、計画の重大な事情変更であり、今後も相当期間工事着工が出来ないようであれば、一層の人口減少が見込まれ、開院後の収支計画にも大きな影響が生じることとなる。早期の着工がきわめて重要であるとともに、当初計画策定時の諸前提が大きく変わるようであれば、適時の対応が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P78	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月5日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	本件意見については、旧高松市民病院と旧香川診療所を移転統合した新病院を早期に整備するため、平成26年度から造成工事に着手し、30年9月1日に高松市立みんなの病院として開院した。